**（様式３）**

共同提案体協定書

（目的）

第１条　当該共同提案体は、国土交通省物流・自動車局の物流イノベーション実装支援事業に係る「○○○○事業」（以下「○○事業」という。）を共同連帯して行うことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同提案体は、○○共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同体は、令和　年　月　日に成立し、○○事業の契約の履行後３ヶ月を経過するまでの間は解散することが出来ない。

２　○○事業の契約を締結することができなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、解散することができる。

（構成員の住所及び氏名）

第５条　共同体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

（代表者の名称）

第６条　共同体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　共同体の代表者は、○○事業の履行に関し、共同体を代表して、国土交通省物流・自動車局及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約金の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果品（契約書に規定する指定部分に係る成果品及び部分引渡しに係る成果品を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し国土交通省物流・自動車局と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。

なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し国土交通省物流・自動車局と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担事業）

第８条　各構成員の○○事業の分担（以下「分担事業」という。）は、次のとおりとする。ただし、分担事業の一部につき契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○○担当　○○株式会社

○○○○担当　○○株式会社

○○○○担当　○○株式会社

２　前項に規定する分担事業の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、○○事業の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担事業の進歩を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　共同体の取引金融機関は、○○銀行○○店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員はその分担事業を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分配）

第13条　○○事業を行うにつき発注した共通の経費等については、分担事業額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担事業に関し、国土交通省物流・自動車局及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（事業途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、共同体が○○事業を完了する日までは脱退することはできない。

（事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、国土交通省物流・自動車局長の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担事業を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び国土交通省物流・自動車局長の承認を得て、新たな構成員を共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担事業を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第18条　共同体が解散した後においても、○○事業につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めがない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社外○社は、上記のとおり○○共同提案体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各自所持するものとする。

令和　年　月　日

○○共同事業体構成員

代表者　○○株式会社

代表取締役○○○○

○○株式会社

代表取締役○○○○

○○株式会社

代表取締役○○○○